

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示 鳥取県管企業の設置等に関する条例別表の二の特定料金の項に規定する知事が定める額

告 示

鳥取県告示第二百三十一号

鳥取県管企業の設置等に関する条例（昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十七号）別表の一の特定料金の項に規定する知事が定める額は、一円五十銭とする。

昭和四十三年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗